

危険物等事故関連技術情報の提供に関する規程

危険物等事故関連技術情報の提供に関する細則

平成14年 4 月

危険物保安技術協会

危険物等事故関連技術情報の提供に関する規程

危険物等事故関連技術情報の提供に関する規程

平成14年4月16日
危保規程第7号

(目的)

第1条 この規程は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う危険物等事故関連技術情報（以下「技術情報」という。）の提供について、必要な事項を定めることを目的とする。

(提供する技術情報)

第2条 提供する技術情報は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 年別の危険物に係る事故概要
- (2) 年別の危険物に係る事故事例
- (3) 年度別の危険物施設等に係る統計資料
- (4) 危険物施設別の事故分析資料
- (5) 危険物施設別の事故防止対策に係る資料
- (6) 危険物等及び危険物施設等に係る文献及び技術資料
- (7) その他危険物等に係る技術情報

(提供する技術情報の区分)

第3条 提供する技術情報は、次の各号に掲げる基本情報及び選択情報（基本情報以外の情報をいう。以下同じ。）に区分する。

(1) 基本情報は、次のものとする。

- ① 最新年の危険物に係る事故概要
- ② 最新年の危険物に係る事故事例
- ③ 最新年度の危険物施設等に係る統計資料

(2) 選択情報は、次のものとする。

- ① 年別の危険物に係る事故概要（昭和37年から最新年までのもののうち、最新年のものを除いたもの）
- ② 年別の危険物に係る事故事例（昭和37年から最新年までのもののうち、最新年のものを除いたもの）
- ③ 年度別の危険物施設等に係る統計資料（昭和37年度から最新年度までのもののうち、最新年度のものを除いたもの）
- ④ 危険物施設別の事故分析資料
- ⑤ 危険物施設別の事故防止対策に係る資料
- ⑥ 危険物等及び危険物施設等に係る文献及び技術資料
- ⑦ その他危険物等に係る技術情報

(技術情報の提供方法)

第4条 技術情報の提供方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本情報は、次により提供するものとする。

ア 原則として、インターネットの協会ホームページで行うものとする。

イ 協会ホームページに技術情報提供欄を設け、あらかじめ設定した登録番号（ユーザー名）及びパスワードが入力された場合に行うものとする。

(2) 選択情報は、次により提供するものとする。

ア 提供できる技術情報の項目及び提供手段については、協会ホームページの技術情報提供欄等に掲載するものとする。

イ 提供手段は、電磁的記録媒体又は文書によるものとする。

(技術情報の提供を受けようとする者の登録)

第5条 技術情報の提供を協会から受けようとするときは、あらかじめ協会の登録を受けものとする。

2 登録を受けようとする者は、あらかじめ別に細則で定める登録申請書により、協会の理事長（以下「理事長」という。）に申請するものとする。

3 理事長は、登録申請書を審査し、協会が提示する事項を遵守することが明記されるとともに、登録に必要な事項が記載され、かつ、その内容が適切であると認められる場合には、登録申請書の申請者に対し、第11条第1項第1号に定める手数料等の請求を行うものとする。

4 理事長は、前項の請求に基づく手数料等の納付を確認した場合は速やかに、登録申請書に基づき登録をし、当該登録をした者（以下「登録者」という。）に登録番号（ユーザー名）及びパスワードを付与するものとする。

5 理事長は、登録をしたときには、登録者に対し、登録内容、登録番号（ユーザー名）及びパスワードを文書により通知するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 申請内容に変更があった場合は、速やかに協会に別に細則で定める変更届出書を提出するものとする。

(技術情報の受け取り停止)

第7条 技術情報の受け取りを停止したいときは、協会に別に細則で定める技術情報受け取り停止届出書を提出するものとする。

(登録者の遵守事項)

第8条 登録者は、技術情報の提供を受けるにあたって、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 提供を受けた技術情報の全部又は一部の私的使用は、著作権法上認められた行為として行うことができること。

(2) 提供を受けた技術情報の全部又は一部は、あらかじめ協会が承認した技術情報の使

用範囲内において、出所を明示することにより、引用及び転載を行うことができること。ただし、「無断転載を禁じます」等の注記があるものについては、これによるものとする。

(3) 協会ホームページの技術情報の改ざん、協会の所有する技術情報提供のための設備に支障を与える行為その他適正な技術情報の提供を妨げる行為を行わないこと。

(登録の取り消し)

第9条 理事長は、登録者が、不正の手段により当該登録を受けたことが判明したとき、前条各号に掲げる事項を遵守しないことが判明したとき、手数料の支払いを怠っているとき、技術情報受け取り停止の届出を行ったとき及び協会に不利益を与える行為を行ったときは、登録を取り消すことができる。

2 理事長は、前項の規定により登録を取り消したときは、その旨を登録者に対し文書により通知するものとする。

(選択情報の申し込み)

第10条 登録者が第3条第2号に規定する選択情報の提供を協会から受けようとする場合は、別に細則で定める選択情報申込書に必要な事項を記載し、理事長に提出するものとする。

2 理事長は、選択情報申込書の内容に応じた選択情報を作成するとともに、当該選択情報申込書を提出した者に対し、第11条第1項第2号に定める手数料等の請求を行うものとする。

3 理事長は、前項の請求に基づく手数料等の納付を確認した場合は速やかに、選択情報申込書を提出した者に選択情報を提供するものとする。

(手数料等)

第11条 情報提供事務に必要な手数料の額は、次の各号による区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に消費税相当額を加算した額とする。

(1) 基本情報 年額6万円

(2) 選択情報 実費を勘案し理事長が別に定める額

2 手数料の納付手続きについては、理事長が別に定める。

3 既に納付された手数料については、原則として返還しない。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月16日から実施する。

危険物等事故関連技術情報の提供に関する細則

危険物等事故関連技術情報の提供に関する細則

平成14年4月16日

危保細則第2号

第1 目的

この細則は、危険物等事故関連技術情報の提供に関する規程（平成14年危保規程第7号。以下「規程」という。）第5条第2項、第6条、第7条、第10条第1項、第11条第1項及び第12条の規定に基づき、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が行う危険物等事故関連技術情報（以下「技術情報」という。）の提供に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録申請書

- 1 規程第5条第2項に規定する登録申請書の様式は、別記様式第1によるものとする。
- 2 申請書の提出部数は、1部とする。

第3 登録申請書の受理

登録申請書の受理にあたっては、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 規程第5条第2項に規定する技術情報の提供に係る申請であること。
- (2) 登録申請書に記載すべき必要な事項が全て記載されていること。

第4 審査

規程第5条第3項に規定する審査は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 規程第8条各号に掲げる事項を遵守する旨が明記されていること。
- (2) 利用者の範囲が明確になっていること。
- (3) 技術情報の使用内容が、当該技術情報に関して協会が有する権利を侵害する恐れがない等適切であること。
- (4) その他理事長が必要と認める事項に適合していること。

第5 登録及び登録の通知

- 1 規程第5条第4項に規定する登録は、登録内容（登録をする氏名、住所、連絡先、業種、利用者の範囲、技術情報の使用内容その他登録に必要な事項をいう。以下同じ。）を管理台帳に記録することにより行うものとする。
- 2 規程第5条第5項に規定する登録内容、登録番号（ユーザー名）及びパスワードの通知は、別記様式第2により行うものとする。

第6 変更届出書

- 1 規程第6条に規定する変更届出書の様式は、別記様式第3によるものとする。

2 変更届出書の提出部数は、1部とする。

第7 変更届出書の受理

変更届出書の受理にあたっては、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 規程第6条に規定する変更に係る届出であること。
- (2) 変更届出書に記載すべき必要な事項が全て記載されていること。
- (3) 利用者の範囲の大幅な拡大その他の重要な変更により、新たな申請が必要となる場合に該当しないこと。

第8 登録内容変更及び登録内容変更の通知

- 1 管理台帳の内容を変更するとともに、管理台帳に変更内容の概要を記録すること。
- 2 変更後の登録内容の通知は、別記様式第2により行うものとする。

第9 技術情報受け取り停止届出書

- 1 規程第7条に規定する技術情報受け取り停止届出書の様式は、別記様式第4によるものとする。
- 2 技術情報受け取り停止届出書の提出部数は、1部とする。

第10 技術情報受け取り停止届出書の受理

技術情報受け取り停止届出書の受理にあたっては、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 規程第7条に規定する技術情報の受け取りの停止に係る届出であること。
- (2) 技術情報受け取り停止届出書に記載すべき必要な事項が全て記載されていること。

第11 登録の取り消しの通知

規程第9条第2項の規定による通知は、別記様式第5により行うものとする。

第12 選択情報申込書

- 1 規程第10条第1項に規定する選択情報申込書の様式は、別記様式第6によるものとする。
- 2 選択情報申込書の提出部数は、1部とする。

第13 選択情報申込書の受理

選択情報申込書の受理にあたっては、次の各号に掲げる事項について確認を行うものとする。

- 1 規程第10条第1項に規定する選択情報の提供に係る申し込みであること。
- 2 選択情報申込書に記載すべき必要な事項が全て記載されていること。

第14 選択情報提供手数料

規程第11条第1項第2号の規定による選択情報提供事務に必要な手数料の額は、選択情報の件数、内容等に応じて、その実費を勘案し、申し込み時に提示するものとする。

附 則

この細則は、平成14年4月16日から実施する。

危険物等事故関連技術情報の提供に係る登録申請書

平成 年 月 日
危険物保安技術協会 理事長 殿
申請者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印
危険物等事故関連技術情報の提供を受けるための登録を受けたいので、次により申請します。
登録をする氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
連絡先 担当部署名 担当者氏名 TEL () FAX () E-mail アドレス
業種
利用者の範囲
技術情報の使用内容

危険物等事故関連技術情報の提供に関する同意

私（私共）は、「危険物等事故関連技術情報の提供に関する規程」（危保規程第 7 号）第 8 条の規定に同意します。

署名 _____

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

危険物等事故関連技術情報の提供に係る { 登録
登録内容変更 } 通知書

危 企 調 第 号 平 成 年 月 日																											
殿 危険物保安技術協会 理事長 印																											
平成 年 月 日付で { 申請された登録申請書を審査した結果、次のとおり登録する 届出された変更届出書に基づき登録内容を一部変更し、次のとおりする }																											
こととしましたので、通知します。 なお、本登録は、次の登録内容に変更がない場合に限り有効であることを申し添えます。																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 45%; padding: 5px;">登録者</td> <td style="width: 15%; padding: 5px;">登録日</td> <td style="width: 40%; padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;">提供開始日</td> <td style="padding: 5px;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)</td> <td style="padding: 5px;">登録番号</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">連絡先</td> <td style="padding: 5px;">パスワード</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担当部署名</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">担当者氏名</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">TEL () FAX ()</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">E-mail アドレス</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">業種</td> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	登録者	登録日	年 月 日	住所	提供開始日	年 月 日	氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	登録番号		連絡先	パスワード		担当部署名			担当者氏名			TEL () FAX ()			E-mail アドレス			業種		
登録者	登録日	年 月 日																									
住所	提供開始日	年 月 日																									
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	登録番号																										
連絡先	パスワード																										
担当部署名																											
担当者氏名																											
TEL () FAX ()																											
E-mail アドレス																											
業種																											
利用者の範囲																											
技術情報の使用範囲																											

- 備考 1 本登録は、「危険物等事故関連技術情報の提供に関する規程」(危保規程第7号)第8条に規定する遵守事項が守られていない等の理由により取り消されることがあります。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

**危険物等事故関連技術情報の提供に係る登録内容
変更届出書**

平成 年 月 日
<p style="text-align: center;">危険物保安技術協会 理 事 長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">申請者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印</p> <p>危険物等事故関連技術情報の提供に係る登録内容を次の内容に変更したいので届け出ます。</p>
登録番号
登録者氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)
連絡先 担当部署名 担当者氏名 TEL () FAX () E-mail アドレス
業種
利用者の範囲
技術情報の使用内容

- 備考 1 変更部分が解かるように記載すること。
2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

危険物等事故関連技術情報受け取り停止届出書

平成 年 月 日

危険物保安技術協会
理事長 殿

申請者 住所
氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名） 印

次の登録に係る危険物等事故関連技術情報の受け取りを停止したいので届け出ます。

理由

()

登録番号

登録者氏名

（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

連絡先

担当部署名

担当者氏名

TEL () FAX () E-mailアドレス

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

危険物等事故関連技術情報の提供取り消し通知書

	危 企 調 第 号 平 成 年 月 日
殿	
危険物保安技術協会 理事長 印	
平成 年 月 日付け危企調第 号により通知した次の登録については、取り消すこと としましたので、通知します。	
理由 <div style="border: 1px solid black; height: 80px; margin: 10px 0;"></div>	
登録者 住所 氏名（法人の場合は、名称及び代表者氏名）	
登録日	年 月 日
提供開始日	年 月 日
登録番号	
備考	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

選択情報申込書

平成 年 月 日

危険物保安技術協会
理事長 殿

申請者 住所
氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次の選択情報の提供を受けたいので申し込みます。

登録番号

連絡先

担当部署名

担当者氏名

TEL () FAX ()

E-mail アドレス

- 備考 1 選択情報の項目・内容等を具体的に記載すること。なお、提供を希望する情報の記録媒体を具体的に記載すること。
- 2 この用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。

試験確認等に係る手数料の納付手続きに係る細則

試験確認等に係る手数料の納付手続きに係る細則

平成11年10月19日危保細則第6号
最終改正 平成14年4月16日危保細則第3号

第1 この細則は、危険物保安技術協会（以下「協会」という。）が実施する試験確認、評価業務、性能試験、確認書の交付及び危険物等事故関連技術情報の提供事務（以下「試験確認等」という。）に係る手数料の納付手続きを定めることを目的とする。

第2 試験確認等に係る申請者は、協会が送付する当該申請又は情報提供事務に係る請求書を受け取った後、速やかに当該試験確認等に係る手数料を第3(1)に定める銀行口座に振り込まなければならない。

第3 手数料の振り込み要領は、次のとおりとする。

(1) 手数料の振込先銀行

みずほ銀行虎ノ門支店

預金項目 普通

口座番号 1342256

(2) 受取人

名 称 危険物保安技術協会（キケンブツホアンギジュツキョウカイ）

所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号秀和神谷町ビル

(3) 振り込み手数料

振り込みに係る振り込み手数料は、申請者の負担とする。

附 則

この細則は、平成11年10月19日から実施する。

附 則（平成14年4月16日危保細則第3号）

この細則は、平成14年4月16日から実施する。

発行年月 平成14年 4 月

発 行 者 危険物保安技術協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4 丁目 3 番13号

秀和神谷町ビル 1 階

TEL 03 (3436) 2 3 5 6

FAX 03 (3436) 2 2 5 1
